

広島市開発登録簿調書

登録番号

33

当 初 許 可	開 発 許 可		番 号	広島市指令指宅第 21 号		変 更 許 可	番 号	年月日		内 容								
			年月日	平成 24 年 3 月 30 日														
	開 発 許 可 を 受 け た 者		住 所	広島市東区矢賀ニ丁目 8 番 50 号			広島市指令 指宅第 25 号	平成 24 年 4 月 17 日	・工事施行者の変更 広島市宇佐南区山本七丁目 20 番 1 号 株式会社 尼子建設 代表取締役 尼子 極									
			氏 名	福 本 哲 心														
	工 事 施 行 者		住 所	大阪市北区入淀中一丁目 1 番 88 号														
			氏 名	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部俊則														
	許可に 基づく 地位の 承継	承継または 受 理	番 号															
			年月日	平成 年 月 日														
		承継した者	住 所															
			氏 名															
		工事施行者	住 所															
			氏 名															
	承継の原因等																	
	開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の 名称および地番		広島市東区矢賀ニ丁目 575 番 1・575 番 5・57 番 6														
		開 発 面 積		1.841.83 m ²														
		予定建築物の用途		ディサービス施設・フリースペース														
		宅地区画および戸数		2 区画														
		区域及び 地 域 等	区 域	(市街化区域)・市街化調整区域														
			地域・地区	第一種 住居 地域														
		法第 4 1 条第 1 項の 制限の内容		○建ぺい率 ○高さの限度 ○容積率 ○壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)														
予 定 工 期		着 手	許可の日から 30 日以内 平成 年 月 日															
		完 了	着手の日から 90 日以内 平成 年 月 日															
工 事 完 了		検 査	広 指 宅 第 173 号 平成 24 年 5 月 11 日															
	公 告	広島市告示第 124 号 平成 24 年 5 月 11 日																
						備 考												